

防統幕（事）第159号
3 0 . 4 . 1

大臣官房長
各局長
施設等機関の長 殿
各幕僚長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

防衛省本省市ヶ谷庁舎における場外離着陸について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、遺漏のなきよう措置されたい。
なお、防衛省本省市ヶ谷庁舎における場外離着陸について（防運運第2932号。
12.5.8）は廃止する。

記

第1 場外離着陸の承認

防衛省本省市ヶ谷庁舎（防衛省本省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）第1条第1項に規定する庁舎をいう。以下同じ。）においては、航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第14条第2項ただし書の規定に基づき、防衛省本省市ヶ谷庁舎A棟屋上（別紙第1に示す場所に限る。以下「A棟屋上」という。）における、別紙第2に示す回転翼航空機による次の各号に掲げる輸送に係る場外離着陸を承認する。

- (1) 自衛隊法第6章の規定に基づく自衛隊の行動に係る輸送
- (2) 自衛隊法第100条の5の規定に基づく国賓等の輸送
- (3) 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長その他防衛省職員の職務の遂行に係る輸送
- (4) 各省の大臣、副大臣若しくは大臣政務官又は国会議員の輸送で防衛大臣が職務遂行上必要があると認めるもの
- (5) 日本国政府職員又は外国政府職員の輸送で、職務遂行上又は国際儀礼上特に必要があると認められるもの
- (6) その他防衛大臣が特に必要があると認める輸送

(7) 前各号の輸送に係る訓練

第2 場外離着陸に関する統制

- 1 A棟屋上における回転翼航空機の場外離着陸に関する統制は、統合幕僚監部首席参事官（以下「首席参事官」という。）が実施するものとする。
- 2 航空機使用者（航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第2条第1項第6号に規定する航空機使用者をいう。以下同じ。）は、第1で承認された範囲においてA棟屋上において回転翼航空機を場外離着陸させるに当たっては、首席参事官に対し、原則として当該場外離着陸の1週間前までに、別紙第3に示す様式に従い場外離着陸に係る伺いを提出（陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に所属する航空機使用者については、各幕僚監部を通じて提出）するものとする。
- 3 大臣官房会計課長は、部外の回転翼航空機による場外離着陸のためのA棟屋上の使用を許可する場合においては、あらかじめ首席参事官と協議するものとする。

第3 支援業務

- 1 A棟屋上付近の気象情報の提供、A棟屋上の脱落防止装置、車止め装置及び灯火（以下「付帯設備」という。）の操作その他A棟屋上において場外離着陸を行う回転翼航空機に対する支援業務は、中央管制気象隊が実施するものとする。
- 2 中央管制気象隊は、前項の付帯設備の操作を実施することが困難と認められる場合には、当該操作の実施につき大臣官房会計課に支援を求めることができる。
- 3 前項の要請を受けた大臣官房会計課は、第1項の付帯設備の操作の支援を行うものとする。
- 4 付帯設備の操作は、別冊付帯設備操作等手順書に従い実施する。

第4 不具合発生時の措置

- 1 中央管制気象隊長又は大臣官房会計課長は、A棟屋上の施設又は付帯設備に不具合を認めた場合には、速やかに首席参事官（回転翼航空機がA棟屋上において場外離着陸を行おうとする際に、当該不具合を認めた場合には、首席参事官及び当該回転翼航空機の機長）に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた首席参事官は、回転翼航空機の安全な場外離着陸に支障があると認める場合には、A棟屋上における場外離着陸を差し止めるものとする。

第5 場外離着陸要領

A棟屋上における回転翼航空機の場外離着陸の要領は、別紙第4によるものとする。

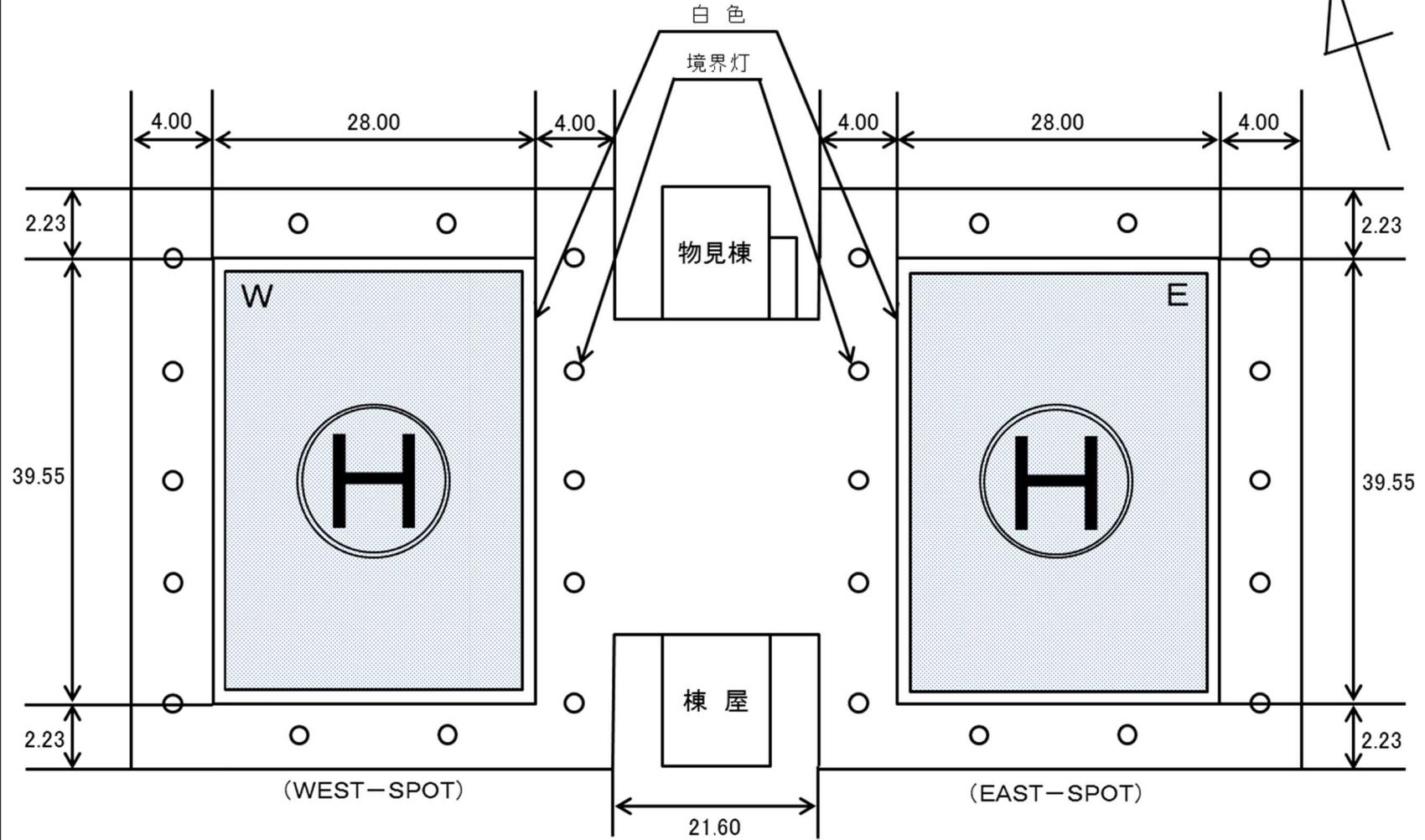
第6 その他

航空機事故が発生した場合は、防衛省本省市ヶ谷庁舎消防計画について（管会第5998号。14.7.10）に定めるところによる。

添付書類：1 別紙第1～別紙第4
2 別冊「付帯設備操作等手順書」

A棟屋上において場外離着陸が承認される場所

* 場外離着陸の場所は、斜線部の2カ所とし、周囲を白色で縁取るとともに、境界灯を設置する。
(標高394フィート)



(単位はメートル)

市ヶ谷地区周辺進入離脱経路(1)

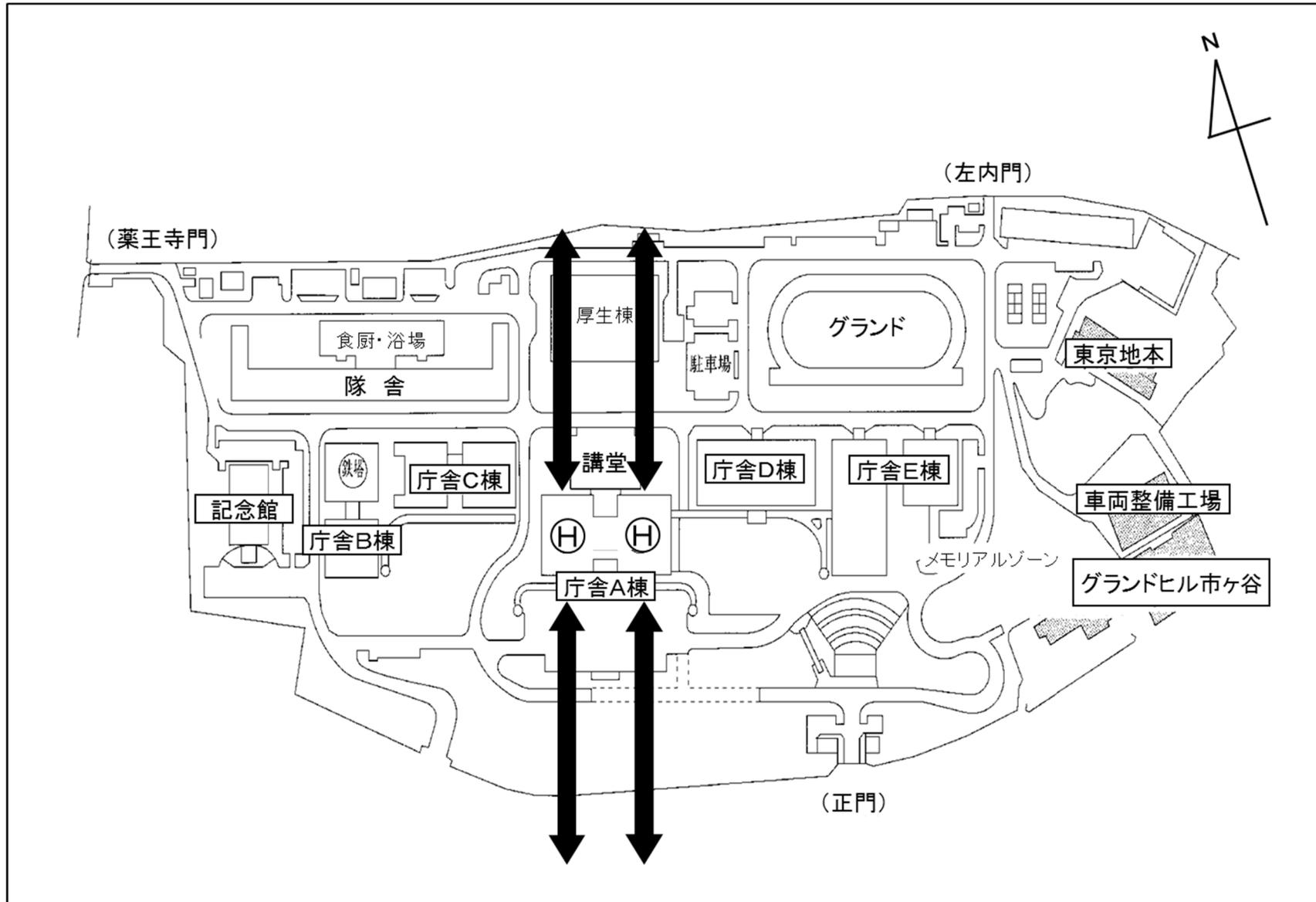
* 飛行高度の基準は、計器高度2,000Ftとする。
ただし、当時の気象条件及び航空法の範囲内で適宜の高度とすることができる。

位置通報点
「荒川ポイント」
新堀切橋

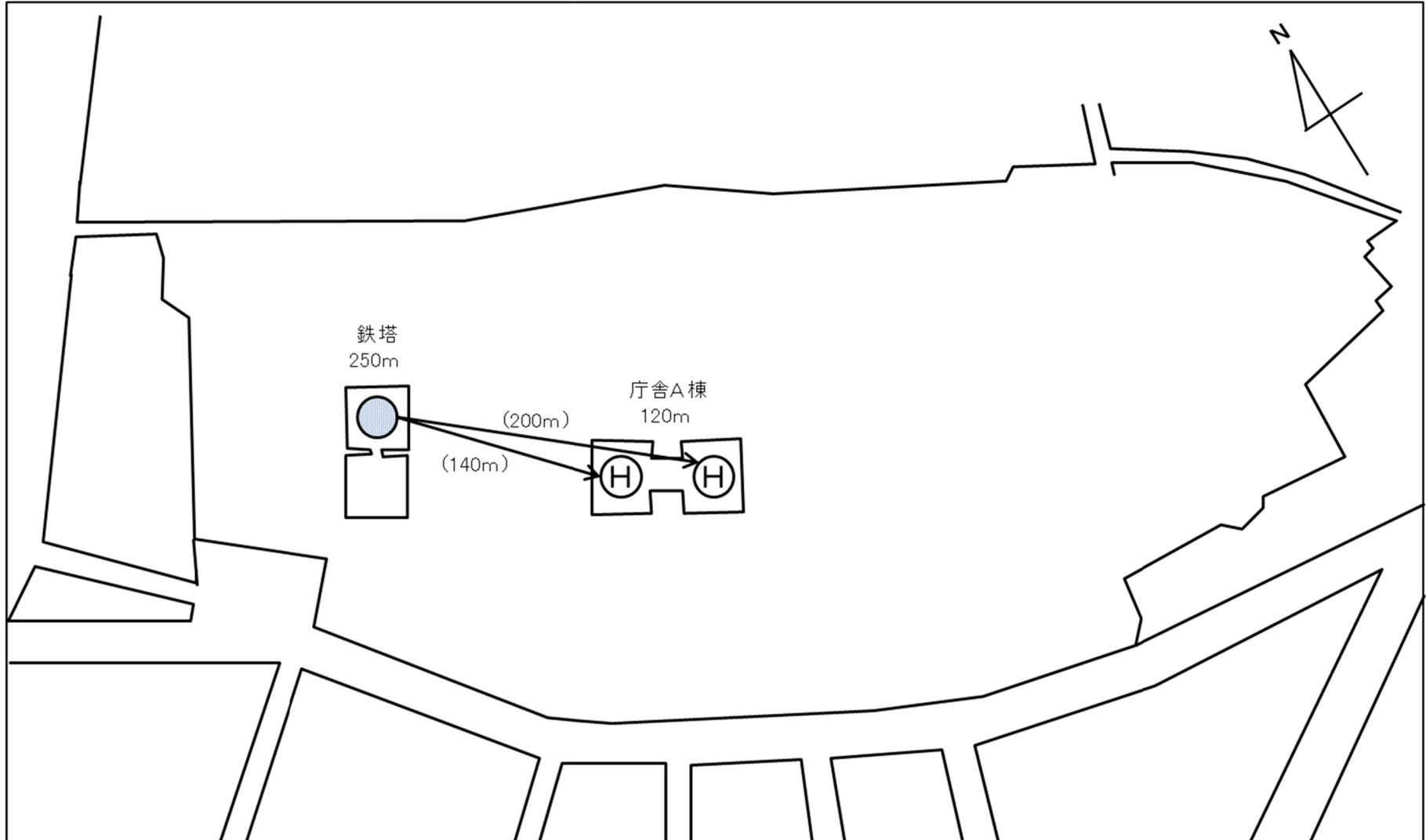


位置通報点
「二子ポイント」

A棟屋上周辺進入離脱経路(2)



A棟屋上場外離着陸障害図



A 棟屋上において場外離着陸が承認される回転翼航空機

A 棟屋上において場外離着陸を行うことが承認される回転翼航空機は、次の各号に掲げる要件の全部を満たしている回転翼航空機とする。

- (1) 投影面の長さが 32メートル以下
- (2) 投影面の幅が 23メートル以下
- (3) 総機体重量が 22.68トン以下

○年○月○日

統合幕僚監部首席参事官 殿

(航空機使用者)

防衛省本省市ヶ谷庁舎A棟屋上における場外離着陸について (伺
い)

標記について、下記の内容のとおり使用してよろしいか伺う。

記

- (1) 時期及び時間帯
- (2) 目的
- (3) 輸送対象者及び随行者等
- (4) 理由
- (5) 空輸区間
- (6) 機種及び機数
- (7) その他行動計画

○年○月○日

上記の場外離着陸については、認める。
(認められない。)

認められない理由

[]

首席参事官	担当

A 棟屋上における回転翼航空機の場外離着陸要領

第 1 場外離着陸時間

A 棟屋上における回転翼航空機の場外離着陸は、原則として月曜日から金曜日（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにおいて行うものとする。

第 2 進入・離脱経路

A 棟屋上において場外離着陸を行う回転翼航空機の進入及び離脱は、付紙第 1 に示す経路を基準とするものとする。

第 3 位置通報等

- 1 A 棟屋上において場外離着陸を行う回転翼航空機の進入及び離脱は、荒川又は多摩川通過時において、市ヶ谷航空局（中央管制気象隊）に対し、次の表に定めるところにより位置通報を行うものとする。

呼び出し符号	周波数		
I C H I G A Y A	主波	V H F	1 4 0 . 5 M H z
	副波	U H F	3 0 4 . 8 M H z

- 2 前項の規定は、A 棟屋上において場外離着陸を行おうとする回転翼航空機の飛行計画の変更に係る通報について準用する。この場合において、第 1 項中「荒川又は多摩川通過時において」とあるのは「飛行計画の変更後速やかに」と読み替えるものとする。

第 4 場外離着陸を行うに当たっての機長の遵守事項

- 1 A 棟屋上において回転翼航空機の場外離着陸を行うに当たっては、当該回転翼航空機の機長は、当該回転翼航空機の離着陸、人員の搭乗及び降機並びに物品の搭載及び卸下を当該回転翼航空機の発動機を停止することなく行うとともに、場外離着陸の障害になるものとして付紙第 2 に示す物件、周囲の航空交通及び A 棟屋上付近の気象状況に十分注意し、当該回転翼航空機の運航の安全を確保するものとする。
- 2 A 棟屋上へ場外離着陸を行おうとする回転翼航空機の機長は、進入方向に対し強い横風がある場合には物見棟から見て風下となる場所に着陸するものとする。
- 3 A 棟屋上へ場外離着陸を行おうとする回転翼航空機の機長は、当該回転翼航空機の出入り口が、A 棟内部への出入り口と向かい合うよう着陸を行うものとする。

ただし、前項により着陸した結果、当該回転翼航空機の出入り口がA棟内部への出入り口と向かい合うこととならないことを妨げない。

第5 禁止事項

- 1 A棟屋上においては、特に必要があると認められる場合を除き、回転翼航空機に対する燃料の補給、回転翼航空機からの排油及び回転翼航空機の係留は行わないものとする。
- 2 A棟屋上においては、特に必要があると認められる場合を除き、A棟屋上に回転翼航空機がある場合には、他の回転翼航空機の離着陸は行わないものとする。

第6 最低気象条件

A棟屋上における回転翼航空機の場外離着陸に当たっての最低気象条件は、計器気象状態でない場合であって、かつ、風速が40ノットを超えないときとする。

付帯設備操作等手順書

平成30年4月1日

1 目的

この手順書は、A棟屋上において回転翼航空機が場外離着陸を行う等の場合に操作が必要な付帯設備の操作手順等について必要な事項を定めるものである。

2 定義

この手順書における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 付帯設備 脱落防止装置、車止め装置及び灯火をいう。
- (2) 灯火 境界灯、境界誘導灯、風向灯、航空灯台、着陸区域照明灯をいう。
- (3) 脱落防止装置を上げた状態 当該装置の脱落防止柵の上面のいずれもがヘリポート面から高さ約1.30メートル（上限）にある状態をいう。
- (4) 脱落防止装置を下げた状態 当該装置の脱落防止柵の上面のいずれもがヘリポート面から高さ約0.35メートル（下限）にある状態をいう。
- (5) 車止め装置を下げた状態 当該装置の昇降フレームの上面のいずれもがヘリポート面から高さ0メートル（下限）にある状態をいう。
- (6) 車止め装置を上げた状態 当該装置の昇降フレームの上面のいずれもがヘリポート面から高さ約0.35メートル（上限）にある状態をいう。

3 付帯設備の状態（基準）

付帯設備は、機能点検その他付帯設備の維持管理を行う場合を除き、次に定める状態とする。

- (1) 脱落防止装置は、回転翼航空機がA棟屋上において場外離着陸する場合及びA棟屋上における風速が40ノット以上の場合（予測される場合を含む。）には下げた状態とし、それ以外の場合には上げた状態とする。
- (2) 車止め装置は、回転翼航空機（スキッド型の降着装置を有する回転翼航空機を除く。）がA棟屋上において着陸接地している場合には上げた状態とし、それ以外の場合には下げた状態とする。
- (3) 境界灯、境界誘導灯及び風向灯は、夜間に回転翼航空機がA棟屋上において着陸する場合には点灯した状態とし、それ以外の場合には消灯した状態とする。
- (4) 着陸区域照明灯及び航空灯台は、夜間に回転翼航空機がA棟屋上において場外離着陸する場合及び着陸接地している場合には点灯した状態とし、それ以外の場合には消灯した状態とする。
- (5) 着陸区域照明灯は、回転翼航空機がA棟屋上において離着陸する場合であって点灯することが必要であるときには手摺り上高（着陸区域照明灯の高さが約2.3メートルから約2.7メートルの状態をいう。以下同じ。）とし、着陸接地している場合であって点灯することが必要であるときには、転移表面高（着陸区域照明灯の高さが約3.6メートルの状態をいう。以下同じ。）とし、それ以外の場合には、格納位置高（着陸区域照明灯の高さ

が約1.5メートルから約1.7メートルの状態をいう。以下同じ。)とする。

4 場外離着陸時の付帯設備の操作手順

回転翼航空機がA棟屋上において場外離着陸を行う場合の付帯設備の操作は、次に定める手順により行う。

(1) 昼間の操作手順

ア 着陸時

回転翼航空機がA棟屋上において着陸を行う場所及び進入方向を当該回転翼航空機の機長に確認し、脱落防止装置を下げた状態にするとともに、進入方向前方の車止め装置を上げた状態にする。

ただし、スキッド型の降着装置を有する回転翼航空機については、車止め装置に係る操作は行わないものとする。

イ 回転翼航空機の着陸後

当該回転翼航空機の機長と連絡をとりつつ、脱落防止装置及び当該回転翼航空機の後方の車止め装置を上げた状態にする。

ただし、スキッド型の降着装置を有する回転翼航空機については、車止め装置に係る操作は行わないものとする。

ウ 離陸時

(ア) 回転翼航空機への人員の搭乗及び降機が終了後、当該回転翼航空機の機長と連絡をとりつつ、車止め装置及び脱落防止装置を下げた状態にする。

(イ) 回転翼航空機が離陸し、進入離脱ポイント通過後に脱落防止装置を上げた状態にする。

(2) 夜間の操作手順

ア 着陸時

(ア) 回転翼航空機の着陸予定時刻の15分前に全ての灯火を点灯した状態にするとともに、着陸区域照明灯を手摺り上高にする。

(イ) 回転翼航空機がA棟屋上において着陸を行う場所及び進入方向を当該回転翼航空機の機長に確認し、脱落防止装置を下げた状態にするとともに、進入方向前方の車止め装置を上げた状態にする。

ただし、スキッド型の降着装置を有する回転翼航空機については、車止め装置に係る操作は行わないものとする。

(ウ) 回転翼航空機の機長がヘリポートを視認した後は、航空灯台を消灯することができる。

イ 着陸後

(ア) 当該回転翼航空機の機長と連絡をとりつつ、脱落防止装置及び当該回転翼航空機の後方の車止め装置を上げた状態にする。

ただし、スキッド型の降着装置を有する回転翼航空機については、車止め装置に係る操作は行わないものとする。

(イ) 着陸区域照明灯を転移表面高にするとともに、着陸区域照明灯及び航空灯台以外の灯火を消灯した状態にする。

ただし、回転翼航空機の機長から要求があった場合、上記操作を行わないことができる。

ウ 離陸時

(ア) 回転翼航空機への人員の搭乗及び降機が終了後、当該回転翼航空機の機長と連絡をとりつつ、車止め装置及び脱落防止装置を下げた状態にするとともに、着陸区域照明灯を手摺り上高にする。

(イ) 回転翼航空機が離陸し、進入離脱ポイント通過後に全ての灯火を消灯した状態にし、着陸区域照明灯を格納位置高にするとともに、脱落防止装置を上げた状態にする。

5 付帯設備の操作に係る遵守事項

(1) 付帯設備の操作は、2名以上の者で行う。

(2) 脱落防止装置及び車止め装置の上げ下げは、A棟屋上に人員及び飛散するおそれがある物が存在しないこと並びに車止め装置ピット（車止め装置の維持管理のために同装置の下側部に設けられた空間をいう。）内に人員がいないことを確認した上で行う。

(3) 脱落防止装置を上げた状態以外の場合においては、事故等への対処その他やむを得ない場合を除きA棟屋上に出てはならない。

(4) 付帯設備の操作は、中央管制気象隊長又は大臣官房会計課長の指定した者であって、当該設備の操作の習熟に係る訓練を行った者が行う。

6 付帯設備の機能点検

付帯設備の機能点検は、日々点検及び使用前点検とし、それぞれ次に定めるところにより行い、不具合を認めた場合は「第4 不具合発生時の措置」に基づき処置するものとする。

(1) 日々点検 月曜日から金曜日（休日を除く。）の0830から0900までの間を基準に、別紙の項目について点検を行う。

(2) 使用前点検 回転翼航空機のA棟屋上における場外離着陸に係る到着予定時刻の35分前（態勢完了の5分前）までに別紙の項目について点検を行う。

(3) 使用前点検を実施する場合は、これをもって日々点検に替えることができる。

付帯設備点検項目

付帯設備名		点検項目
脱落防止装置	東側	上げた位置（上限）
		下げた位置（下限）
		中央表示板の表示
	西側	上げた位置（上限）
		下げた位置（下限）
		中央表示板の表示
車止め装置	東側	上げた位置（上限）
		下げた位置（下限）
		中央表示板の表示
	西側	上げた位置（上限）
		下げた位置（下限）
		中央表示板の表示
境界灯	東側	点灯の有無
	西側	点灯の有無
境界誘導灯	東側	点灯の有無
	西側	点灯の有無
着陸区域照明灯	東側	点灯の有無
		格納位置高さ
		手摺り上高さ
		転移表面高さ
		上昇完了高さ
	西側	点灯の有無
		格納位置高さ
		手摺り上高さ
		転移表面高さ
		上昇完了高さ
風向灯		点灯の有無
航空灯台		点灯の有無
備 考 (不具合箇所)		

細部については、中央管制気象隊長の定めるところによる。